限定承認公告

本籍埼玉県春日部市粕壁六六二〇番地一、最後の住所埼玉県春日部市粕壁五六二〇番地一ハウス・ベルクⅠ二〇一

被相続人　亡　竹中　俊孝

右被相続人は平成二十六年三月二十七日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三十日

埼玉県春日部市粕壁六六二一番地四ハウスH Y二〇三　相続財産管理人　竹中　友恵

限定承認公告

本籍和歌山県海南日方一〇二〇番地二、最後の住所千葉県野田市山崎二三六一番地の一ライオンズガーデン野田梅郷ノースサイト二〇六号

被相続人　亡　橋本　裕治

右被相続人は平成二十五年八月二十六日死亡しその相続人は平成二十六年六月十八日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三十日

東京都府中市是政二―三〇―六京王是政独身寮一〇三号室　相続財産管理人　橋本　昌也

限定承認公告

本籍愛媛県今治市南宝来町二丁目一番地一九、最後の住所神奈川県大和市上和田二六八四―六

被相続人　亡　小林　秀夫

右被相続人は平成二十六年三月一日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三十日

神奈川県大和市上和田二六八四―六　相続財産管理人　小林　慎二

限定承認公告

本籍石川県金沢市幸町四四七番地、最後の住所石川県金沢市涌波一丁目六番一二号

被相続人　亡　髙津　秀樹

右被相続人は平成二十六年五月十五日死亡し、その相続人は平成二十六年六月十三日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三十日

石川県金沢市小将町三番八号　弁護士法人兼六法律事務所　相続財産管理人髙津美千代

右代理人弁護士　小堀　秀行

限定承認公告

本籍石川県金沢市金石東一丁目一八番地、最後の住所石川県金沢市三ツ屋町ロ三八番地一

被相続人　亡　近藤　鐵夫

右被相続人は平成二十六年二月十六日死亡し、その相続人は平成二十六年四月九日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三十日

石川県金沢市小将町三番八号　弁護士法人兼六法律事務所　相続財産管理人近藤勝則

右代理人弁護士　小堀　秀行

限定承認公告

本籍静岡県沼津市大塚三〇六番地三、最後の住所静岡県沼津市大塚二二七番地の三

被相続人　亡　鈴木　満

右被相続人は平成二十六年三月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三十日

静岡県沼津市大塚二二七番地の三　限定承認者　鈴木　明美

八峰風力発電所に係る対象事業の引継ぎに関する公告

対象事業の実施を他の者に引継いだので、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定により、次のとおり公告します。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

日本環境コンサルタント株式会社

代表取締役　村上　瑞穂

東京都港区新橋一丁目一八番二号

二、対象事業の名称、種類及び規模

八峰風力発電所

風力発電事業

出力　約二万七百キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、平成二十六年二月二十八日をもって対象事業の実施を八峰風力開発株式会社へ引継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

八峰風力開発株式会社

代表取締役　大村　昭一

東京都港区西新橋一丁目一番一五号

平成二十六年六月三十日

東京都港区新橋一丁目一八番二号

日本環境コンサルタント株式会社

代表取締役　村上　瑞穂

株式移転公告

当行は、株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ（住所東京都新宿区新宿五丁目九番二号）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

なお、当該株式移転は、株式会社東京都民銀行（住所東京都港区六本木二丁目三番一一号）と共同して行います。

この株式移転に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済です。

平成二十六年六月三十日

東京都新宿区新宿五丁目九番二号

株式会社八千代銀行

代表取締役　酒井　勲

株式移転公告

社債権者　各位

当社（甲）は、株式会社ドワンゴ（乙、住所東京都中央区銀座四丁目一二番一五号）と共同して新設する株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ・ＤＷＡＮＧＯ（住所東京都千代田区富士見二丁目一三番三号）を完全親会社とする株式移転（以下「本件株式移転」といいます。）を行うことを決議しましたので、公告いたします。

本件株式移転にご異議のある当社の株式会社角川グループホールディングス二〇一四年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

(乙)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

平成二十六年六月三十日

東京都千代田区富士見二丁目一三番三号

株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ

代表取締役社長　松原　眞樹

訂正公告

平成二十六年三月三十一日（号外第七十二号）掲載の左記会社に係る高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告（中日本高速道路株式会社公告第九号）中、三十九ページ表中、「近畿自動車道名古屋亀山線」とあるは「近畿自動車道名古屋亀山線」の、五十六ページ　1⑶⑤ロ）中「(a×(LR+L'1R'1)×d+L'2R'2)+150×d)×t+P×d+P'」とあるは「(a×((LR+L'1R'1)×d+L'2R'2)+150×d)×t+P×d+P'」の、九十六ページ別添7⑵表1中、「特定区間割引、高速国道との連続利用割引、ＥＴＣ短区間割引又は近畿自動車道名古屋亀山線等におけるＥＴＣ利用割引」とあるは「高速国道との連続利用割引又は近畿自動車道名古屋亀山線等におけるＥＴＣ利用割引」の、3「障害者割引又は乗合型自動車（定期路線）割引」とあるは「特定区間割引又はＥＴＣ短区間割引」の、4「マイレージ割引、大口・多頻度割引又はＥＴＣ前納割引」とあるは「障害者割引又は乗合型自動車（定期路線）割引」との誤りにつき訂正し、5「マイレージ割引、大口・多頻度割引又はＥＴＣ前納割引」を追加してそれぞれ訂正します。

平成二十六年六月三十日

名古屋市中区錦二丁目一八番一九号

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　宮地　克人

正　誤

平成二十六年六月二十七日（号外第百四十五号）掲載の（甲）株式会社咲楽、（乙）株式会社月のや風土に係る合併公告及び決算公告（枠組）中

（印刷誤り）

一八七ページ二段目株式会社月のや風土の第三期決算公告の「流動負債」とあるは「固定負債」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月三十日付第一四六号三　四月一日付衆会第一三号三

二〇ページ●同日付政府調達第一二〇号三二ページ●

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一六四円（本体一五一〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）